

令和 7 年度島根県自動車騒音常時監視測定等業務委託仕様書

第 1 章 総則

第 1 条（適用）

本特記仕様書は、「令和 7 年度島根県自動車騒音常時監視測定等業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第 2 条（質疑）

本仕様書に記載のない事項及び本業務の実施にあたり質疑を生じた場合は、委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）との協議により定めるものとする。

第 3 条（業務の目的）

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、面的評価支援システム（環境省提供）を活用して島根県内における自動車騒音の常時監視測定を行い、沿道環境保全のための各種施策の基礎資料として活用する。

第 4 条（業務場所）

業務場所は、川本波多線（令和 3 年度交通量調査単位区間番号 41650）とする。

第 5 条（業務期間）

契約の翌日から令和 8 年 3 月 31 日

第 6 条（業務の実施基準）

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか下記の諸基準に基づき実施する。

- （1）環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- （2）騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- （3）騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）
- （4）「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準」（平成 23 年 9 月 14 日改正 環水大自発 110914001 号）
- （5）「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成 27 年 10 月 30 日改正 環水大自第 1510303 号環境省水・大気環境局長通知）
- （6）「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月 30 日改正 環水大自第 1510301 号、環水大自第 1510301 号環境省水・大気環境局長通知）
- （7）令和 6 年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省）※
※業務期間中に令和 7 年度自動車騒音常時監視結果報告要領が示された場合は原則当該要領に基づき実施するものとする。
- （8）島根県会計規則及びその他関係諸規定

第7条（資料の貸与）

本業務の遂行にあたり、必要に応じ甲より以下の資料を貸与するものとする。

- （1）川本町の住宅地図（Zmap-TOWNⅡ、(株)ゼンリン）
- （2）その他業務遂行上必要と認められる資料

第8条（乙が用意するもの）

- （1）自動車騒音測定において必要なシステム（面的評価支援システム※等）がインストールされたパソコン

※最新のバージョンを利用すること。

- （2）全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）データ

第9条（成果品の帰属）

本業務の成果品について、甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

第10条（監督職員）

監督職員は設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- （1）甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の主任技術者に対する業務に関する指示。
 - （2）契約書及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
 - （3）契約の履行に関する乙又は乙の主任技術者との協議。
 - （4）業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
- 2 第1項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 3 契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 4 監督職員を環境生活部 環境政策課 モニタリング係長 野尻由香里 とする。

第 11 条（主任技術者）

乙は、本委託業務における主任技術者を定め、甲へ届け出るものとする。

主任技術者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

第 12 条（提出書類）

乙は、業務の着手及び完了にあたって、以下の書類を提出しなければならない。

- （１）業務着手届
- （２）主任技術者届
- （３）作業計画書
- （４）業務完了届

第 13 条（打合せ協議等）

業務を適性かつ円滑に実施するため、甲の担当者と乙の主任技術者は常に密接な連絡をとることとし、本特記仕様書および設計図書等に明示なき事項または疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

第 14 条（関係官庁への手続き）

乙は、業務の実施に当たっては、甲が行う関係官公庁への手続きに協力するものとする。その際、関係官公庁との協議が必要な場合は、的確に対処し、その内容を議事録にまとめ遅滞なく甲に届け出なければならない。

第 15 条（土地への立ち入り）

乙は、業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、甲と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗することとする。

- 2 乙は、業務を実施するため、植物伐採、かき、さく等の除去または土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するものとし、甲の指示をもって所有者の承諾を得ることとする。

第 16 条（成果品の提出）

業務完了時に、乙は仕様書に示す成果品を提出し、検査を受けることとする。また、甲の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うこととする。

第 17 条（検査）

乙は、甲の担当者の立会いに、以下の検査を受けることとする。

- （１）成果品
- （２）業務等管理状況

なお、検査の結果に不備及び誤りが発見された場合、乙は速やかに修正しなければならない。

第 18 条（契約変更）

甲は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うこととする。

- （１）委託料の変更が生じた場合
- （２）履行期間の変更が生じた場合
- （３）甲乙協議の上、業務遂行に必要であると認めた場合

第 19 条（一時中止）

次の各号に該当する場合において、甲は乙に必要と認める期間、業務の一部または全部を一時中止させることができる。

- （１）第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- （２）関連する他の設計業務が遅れたため、業務の続行を不適當と認めた場合
- （３）環境問題等の発生により、業務の続行が不適當または不可能となった場合
- （４）天災等により業務の対象箇所の状況が変動した場合
- （５）安全確保上必要があると認めた場合

第 20 条（守秘義務）

乙は、業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

また、コンサルタントとしての中立を遵守しなければならない。

第 21 条（その他）

本特記仕様書に質疑が生じた場合は、「監督職員」と協議を行い、指示に従うこととする。

第2章 業務内容

第22条（計画準備・資料収集整理・評価対象区間の設定）

業務の実施に先立って、甲に作業実施計画書を提出し、作業工程・作業手順、並びに成果イメージについて、十分な検討及び協議・調整を行う。併せて、業務遂行上必要となる資料やデータを収集し、整理する。

評価対象区間は、令和3年度に作成した甲の「自動車騒音常時監視5ヵ年計画」において、実測評価対象とされている川本町の1評価区間を基本とする。実地調査を行い、騒音観測地点を決定し、実測評価に支障がある区間については、甲と協議して代替区間を設定する。

第23条（自動車騒音調査・評価）

自動車騒音調査及び評価は第6条に掲げる基準に従って実施する。

なお、次条に掲げる成果品の作成にあたっては、原則として令和3年度全国道路・街路交通情勢調査に係る一般交通量調査結果を用いることとする。

第24条（成果品）

本業務の成果品は次のものとする。

（1）業務報告書

- | | |
|----------------|----|
| ア 調査報告書（A4）紙 | 1部 |
| イ 調査報告書（A4）PDF | 1部 |

（2）環境省報告様式

- | | |
|--|----|
| ア 自動車騒音常時監視測定結果報告（エクセル帳票） | 1式 |
| イ GISデータファイル（環境省への常時監視報告
において規定されている形式） | 1式 |
| ウ 位置図（騒音測定地点、評価区間） | 1式 |
| エ 詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図） | 1式 |

（3）評価マップ（評価区間別の環境基準達成状況、住居別等の騒音暴露状況を可視化した図）（PDF形式）

1式